

資料室



HOME | 資料室 | 一般教養 | 労働関係法 | 労働法の基礎 (1) 労働者の苦難の歴史によって労働法はつくられた！

労働組合

労働者福祉・共済

一般教養

社会保障

労使トラブル法律相談Q&A

労働関係法

経営全般

人間関係とコミュニケーション

ライフプラン

男女共同参画

公務員関係法

日朝の歴史

7つの習慣

中東の歴史

ボランティア活動

環境活動

社会貢献活動

自己啓発

生涯学習

外交・防衛問題

資本論

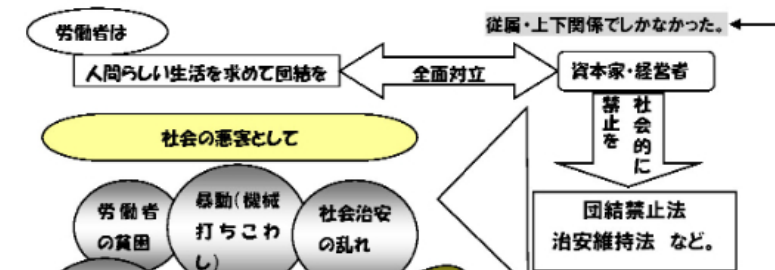
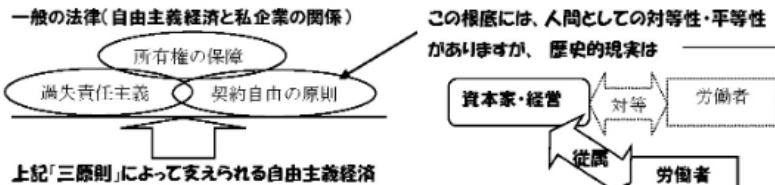
労働法の基礎 (1) 労働者の苦難の歴史によって労働法はつくられた！

(クリックするとPDFファイルが開きます)

労働者の苦難の歴史によって労働法は創られた！

日本は法治国家ですから、法に基づいて社会の運営を行います。労働者の基本的な権利として憲法第 28 条で「勤労の権利（働く権利）」を、同じく第 28 条で労働三権（団結権・団体交渉権・団体行動権）を保障しています。

この権利を受けて、具体的に規定したものが、労働関係の種々の法律（労働法）で、労働者を保護する目的があることから、労働者保護法と呼ばれたりします。したがって、特別法としての性格を有し、「特別法は一般法に優先する」という原則から、一般法（民法・刑法など）に優先して適用します。



労使双方にとって不毛な益なしの闘いであった。この経験を通し、労働法は生成発展したのです。

労働者が自らの生活の向こうとする場合、使用者（企業）とは経済的な実力の違いが風関係が生じ、その弊害がした。不毛な闘いのなかか働者の団結を禁止するの、それを認め、権利と義務にし、労働の秩序を確立がお互いの利益に繋がること習しました。

このようなことから、労働の結成やストライキを認め、賃金、労働条件の最低基準とする、企業側に過失がなく、労働者の補償を義務付ける基本原則を修正して労働者することとしました。

これが今日、労働三権、労働法と呼ばれます。

さらに現代では、労働力確保を図る雇用対策（雇用身障者や中高年に対する労働者を中心とする労働福祉関係）が加えられています。

上を
図
本家
ら、徒
ら、生
しま
ら、
では
な
務を
明
する
方
とを
学
働組
合
、
労使
、
働時
間
を
決
定
を
も
勞
、
な
ど
を
保
護
働三
法
の
調
整
の
法
（
や
働福
祉
の
法
律

教育カリキュラム

日本国憲法

傾聴

語り部スキル

🔍 キーワード検索はこちら

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

Worker's Library 会員登録
お申し込みはこちらです。

>>一覧へ戻る

📍 サイトマップ 📍 このサイトについて 📍 個人情報保護の取組みについて

🏠 ページTOPへ

TOP page

資料室

イベント情報

講師を探す

Worker's広場

関連リンク

Worker's Library 静岡で働く人のための資料閲覧サイト
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE **【ワーカーズ・ライブラリー】**

Copyright© WORKER'S LIBRARY All rights reserved.